

# 令和8年度（2026年度）の個人市民税・県民税・森林環境税について

## 令和8年度個人市民税・県民税から適用される主な税制改正

### 【給与所得控除の見直し】

給与所得者に適用される給与所得控除について、給与収入金額 190 万円以下の方に対する最低保証額が最大 10 万円引き上げられます。

給与収入金額	給与所得控除の額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	<b>65万円</b>	55万円
162万5,000円超180万円以下		給与収入額×40%－10万円
180万円超190万円以下		給与収入額×30%＋8万円

なお、給与収入金額が190万円を超える場合の給与所得控除額に改正はありません。

### 【扶養親族などの所得要件の見直し】

下記の控除等の適用を受ける場合の所得要件が10万円引き上げられます。

所得要件	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	<b>58万円以下</b>	48万円以下
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等の合計額		
勤労学生の合計所得金額	<b>85万円以下</b>	75万円以下
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保証額	<b>65万円</b>	55万円

### 【大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設】

納税者に、生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等で、合計所得金額が一定金額以下の控除対象扶養親族に該当しない者がいる場合には、一定の金額の所得控除が受けられます。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

### 【配偶者特別控除の控除不可対象拡大について】

配偶者特別控除について、その者の配偶者が配偶者控除の適用を受けている場合、配偶者特別控除の対象から除かれます。（令和5年度税制改正に伴い、令和8年度課税より適用）

## よくある質問

Q1 前年と所得がほとんど変わらないのに、今年度の税額が昨年度と比べ違うのはどうしてですか？

A 個人市民税・県民税は、所得金額のみで決まるのではなく、所得控除（社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除等）も考慮することから、金額が変わることがあります。

Q2 今年に入ってから市外に引っ越ししましたが、今年度の個人市民税・県民税・森林環境税は引っ越し先で課税されるのではないのですか？

A 個人市民税・県民税・森林環境税は、1月1日現在の住所地である市区町村で課税されることになっています。したがって、今年の1月1日現在の住所地が本市の場合は、今年度分すべてを本市に納税していただくことになります。

Q3 昨年会社を退職し、現在無職なのに今年度の納税通知書が送られてきました。どうしてですか？

A 個人市民税・県民税・森林環境税は、前年の1月1日から12月31日までの所得に対し、今年度に課税される仕組みになっています。そのため、現在無職の人でも前年に一定の所得があれば課税されることとなります。この度の納税通知書は、前年中の給与所得の金額を基に、今年度の個人市民税・県民税・森林環境税が課税された旨を通知するものです。

Q4 昨年、所得税及び特別復興所得税は非課税なのに、今年度の納税通知書が送られてきたのはどうしてですか？

A 例えば、所得税及び特別復興所得税の場合、控除額が所得金額を上回っていれば非課税になりますが、個人市民税・県民税・森林環境税の場合、控除額が所得金額を上回ったとしても前年に一定の所得があれば、課税されることとなります。

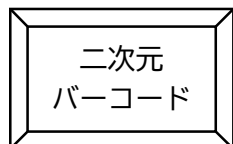
Q5 私は、令和7年中にパート収入がありました。

- 1 私自身に個人市民税・県民税・森林環境税はかかりますか？
- 2 私の配偶者は、私を配偶者控除や配偶者特別控除の対象者として申告することができますか？

A

- 1 本市においては、給与収入金額が年間110万円以下の場合、個人市民税・県民税・森林環境税は課税されません。
- 2 納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下で、納税義務者と生計を一にする配偶者（他の者の扶養親族・事業専従者に該当する方を除きます。）の給与収入金額が年間123万円以下の場合には配偶者控除を、給与収入金額が年間123万円超201万6千円未満の場合には配偶者特別控除を適用することができます。

特にお問合せの多い、「市民税・県民税・森林環境税の減免（免除）について」や「公的年金からの特別徴収（天引き）」については、通知書裏面（10、14）や本市ホームページにも掲載しておりますのでご参照ください。



二次元  
バーコード



<減免制度>  
個人市民税・県民税



<免除制度>  
森林環境税



<公的年金からの特別徴収（天引き）>

【お問い合わせ先】

尼崎市役所

- ・課税に関することや減免・免除について ⇒市民税課 電話 06-6489-6246、6247、6248
  - ・納付が困難な場合などの納税相談 ⇒納税第1課・納税第2課 電話 06-6489-6274
- FAXでのお問い合わせは 06-6489-6875（各課共通） お願いします。

【受付時間】月～金（土・日・祝除く）9時から17時